

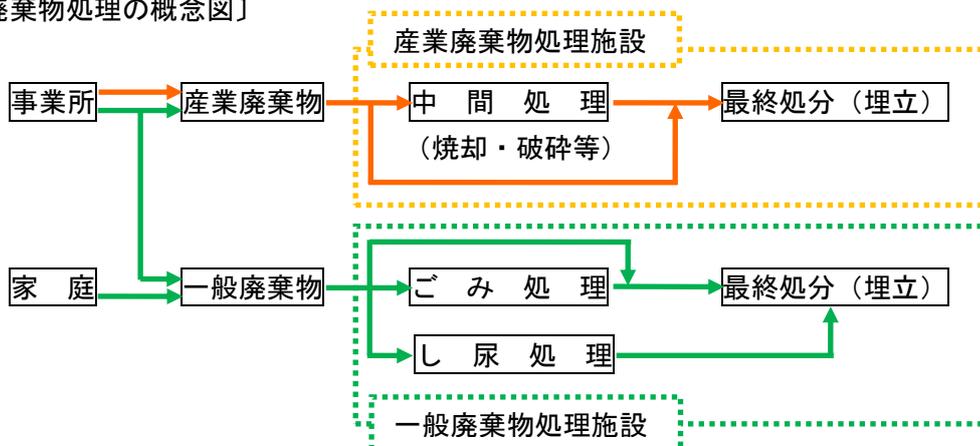
産業廃棄物処理業者等の適正処理等の検査結果について（産業廃棄物対策課）

1 産業廃棄物の適正処理等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）により廃棄物の取扱いは産業廃棄物と一般廃棄物とに分類され、一般的に産業廃棄物は排出事業者の責任のもと産業廃棄物処理業者へ委託し、処理され、一般廃棄物は本市の責任のもと処理されている。

当課では産業廃棄物の処理に係る許可（業としての許可と処理施設の許可がある。）事務及び許可を受けた産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設等（中間処理施設、最終処分場、収集運搬（積替保管施設））への立入検査を行い、産業廃棄物の適正処理について監視指導を行っている。

〔廃棄物処理の概念図〕



（注1）事業所からの廃棄物は、法で指定された産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に分かれる。

（注2）家庭からの廃棄物は、全て一般廃棄物となる。

2 立入検査について

産業廃棄物処理施設等への立入検査については、毎年度「立入検査方針」を策定し、「立入検査目標」、立入検査の対象となる「産業廃棄物処理施設等設置状況」及びチェックすべき「処理基準の内容等」を明確にした上で実施している。

また、立入検査方針にかかわらず、必要に応じ、建設現場や医療現場（病院）等の事業所について産業廃棄物の取り扱いを確認するため立入検査を実施している。

令和2年度の立入検査実績は以下のとおりである。

**(1) 産業廃棄物処理施設等（中間処理施設、最終処分場、収集運搬（積替保管施設））**

産業廃棄物処分業者や産業廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理状況を検査した。また、収集運搬に伴う積替保管施設についても検査対象とした。

令和2年度は42施設を対象に立入検査を実施した。

産業廃棄物処理施設等立入対象

（令和2年度）

許可施設数	その他施設	積替保管施設
26（うち自社処理施設8）	13	3

## 行政検査

### ア 検査内容

立入検査は主に処理委託契約書及びマニフェスト（産業廃棄物管理票）等の書面審査と処理現場において処理施設の稼動状況や廃棄物の処理状況の検査（現場検査という。）を実施した。

また、焼却施設や最終処分場については、維持管理の状況を確認するため、排ガス調査や浸透水等の水質検査を実施した。

検査結果が、廃棄物処理法の処理基準や維持管理基準等に適合していない場合には行政指導や行政処分を行った。

### イ 立入検査結果

令和2年度の立入検査を42施設に対し延べ94回行った。

#### ① 書面審査・現場検査

概ね適切であったが、一部処理業者で処理基準を満たしていない事項があったため、当該基準に従い適正に処理するよう指導した後、是正確認を実施した。

#### ② 焼却施設及び最終処分場に対する維持管理状況の確認のための分析検査

一部の最終処分場において、平成25年度に地下水下流観測井で水質の悪化が認められたため、引き続き当該水質の改善措置の指導及び水質監視を行った。

以下、詳細を記載する。

#### ○（産業廃棄物焼却施設）

分析検査：焼却に伴う排ガス

##### 【検査結果】

産業廃棄物焼却施設（1施設）について、排ガス中の一酸化炭素等の濃度のほか、排ガス温度及びダイオキシン類等について検査したところ、全て基準値を満たしていた。

#### ○（産業廃棄物最終処分場）

分析検査：浸透水、放流水及び周縁地下水等

##### 【検査結果】

産業廃棄物最終処分場（7施設）について水質の分析検査を行った。放流水（管理型最終処分場）や浸透水（安定型最終処分場）については、それぞれ基準値が設定されており、その適合状況について確認した。また、地下水については上流側と下流側の観測井の2箇所以上で処分場の影響により地下水に係る基準値を超過していないか確認した。

令和2年度に本市が実施した水質検査の結果、全ての施設で基準値を満たしていた。

## 自主検査

大津市産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱では、産業廃棄物処理施設のうち焼却施設や最終処分場の設置者に対して、法に基づき処理施設の維持管理状況を確認した前年度の結果等を報告するよう規定している。

事業者による令和元年度の自主検査結果概要は以下のとおり。

○産業廃棄物焼却施設（報告対象 1施設）

分析検査：焼却に伴う排ガス

【検査結果】

排ガス中のダイオキシン類、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等の濃度のほか、排ガス温度等について検査されており、全て基準値を満たしていた。

○産業廃棄物最終処分場（報告対象 7施設）

分析検査：浸透水、放流水及び周縁地下水等

【検査結果】

事業者が実施した水質検査の結果、全ての施設で基準値を満たしていた。

**(2) 自動車リサイクル法に係る解体業者及び破砕業者の作業施設**

使用済自動車は原則として、最初に引取業者、次にフロン類回収業者、解体業者、最後に破砕業者の順に引き渡されていく。このうち、許可制になっている解体業者及び破砕業者の作業現場を対象に立入検査した。

解体業者・破砕業者状況

(令和2年度)

種類	解体業	破 砕 業	
		破砕前処理	破砕処理
	2	0	0

解体業者は使用済自動車を基準に従って適正に解体し、エアバッグ類は回収し自動車メーカー等に引き渡す。また、有用な部品等を取り除いた解体済自動車は破砕業者に引き渡す。

破砕業者は解体自動車（廃車ガラ）の破砕（プレス・せん断処理、シュレッディング）を基準に従って適正に行い、シュレッダーダスト（自動車破砕残渣）を自動車メーカー等へ引き渡す。なお、本市内の事業者は破砕前処理（圧縮）のみ作業を実施している。

ア 検査内容

立入検査は、主に作業で発生した産業廃棄物の処理委託契約書等の書面検査と作業現場の整理状況や使用済自動車等の保管状況の外観検査を実施した。

イ 立入検査結果

立入検査は、対象となっている2事業者の全ての施設について行った。

その結果は概ね適正であったが、一部事業者においてフロン類使用ポンベの取扱い等について、一部不備があったことから、適正に取り扱うよう指導した。

**(3) PCB特別措置法に係るPCB廃棄物保管事業場**

ポリ塩化ビフェニル（PCB）含有絶縁油を使用した電気工作物等で廃棄物となったものをPCB廃棄物という。これらPCB廃棄物を市内で保管している事業場に対し、立入検査を実施した。

市内のPCB廃棄物等保管事業数は次のとおり。

PCB廃棄物等保管事業場	(令和元年度)
保管事業場数	
159	

※ 上表の数は、令和2年度に届出があった令和元年度の実績

ア 検査内容

立入検査では、主にPCB廃棄物の保管状況等がPCB特別措置法に定める保管基準等に適合しているか、保管場所、絶縁油の漏洩の有無等を確認した。

イ 立入検査結果

PCB廃棄物等を保管する29事業場に対し立入検査を実施した。

その結果は概ね適正であり、併せてPCB特別措置法で定める期間内に適正に処理するよう指導した。

**(4) 建設工事現場（廃棄物処理法、建設リサイクル法）**

一定規模以上の建築物その他の工作物に関する建設工事現場に対し、立入検査を実施した。

ア 検査内容

立入検査では、産業廃棄物の処理及びリサイクルの推進の状況を確認した。

イ 立入検査結果

建設リサイクル法に関するパトロール強化月間（10月）を中心に、4ヶ所の建設工事現場に立入検査を実施した。

産業廃棄物収集運搬車両の表示が不適正なものがあったため、処理基準に従い的確に履行するよう指導した。

**(5) 感染性廃棄物排出事業所**

市内の病院において、人への感染を引き起こす可能性のある廃棄物（感染性廃棄物）を多量（50t/年以上）に排出する施設について、毎年、立入検査を行っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により立入検査の実施を取りやめた。

ア 検査内容

「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づく感染性廃棄物の保管及び取扱い状況の確認、並びに処理計画、処理委託契約書及びマニフェスト等の書類検査を実施し、併せて電子マニフェスト制度への移行状況についても確認する。

イ 立入検査結果

5施設について立入検査を行う予定であったが実績なし。